

蕨市立中学校の学校部活動及び 地域クラブ活動の在り方等に関する方針

令和 7 年 3 月
蕨市教育委員会

目 次

はじめに	．．． 1
I 学校部活動	．．． 2
1 適切な運営のための体制整備	．．． 2
(1) 学校部活動の方針の策定と公表	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	．．． 3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引等の活用	
3 適切な休養日等の設定	．．． 4
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	．．． 5
5 学校部活動の地域連携	．．． 6
II 地域クラブ活動	．．． 6
1 基本理念	．．． 7
2 実施スケジュール	．．． 7
(1) 休日の地域クラブ活動について	
(2) 平日の地域クラブ活動について	
3 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	．．． 7
(1) 対象者	
(2) 運営団体・実施主体	
(3) 指導者	
(4) 活動場所	
(5) 適切な指導の実施	
(6) 適切な休養日等の設定	
(7) 参加費等	
(8) 保険の加入	
4 学校との連携等	．．． 10
III その他	．．． 10

はじめに

学校部活動（以下「部活動」という。）は、スポーツ、文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより我が国のスポーツ、文化芸術及び科学等の振興の一端を担ってきた。

また、生徒がスポーツ・文化芸術等に親しむだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

一方、今後少子化の中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

平成30年にスポーツ庁及び文化庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、県教育委員会では、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（平成30年7月）を策定した。蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、部活動に関する国の動向や上記ガイドライン及び県方針を受け、市内教職員を対象に実施した「部活動運営に関する教職員アンケート」の結果を踏まえて、「蕨市立中学校（以下「中学校」という。）に係る部活動の方針」を策定し、適切な部活動の実施に取り組んできた。

そのような中、国は、中学校の休日の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行する考え方を示し、令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。

県では国のガイドラインの「Ⅰ 学校部活動」に基づき、方針を「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」という。）に改定した。県の方針においても、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。

教育委員会では、学校部活動及び地域クラブ活動に関する国の動向や「国のガイドライン」、「県の方針」に基づき、「蕨市立中学校の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（以下「市の方針」という。）を策定し、関係者と連携を図りながら持続可能で多様な活動ができる環境を整備していくとともに、今後も国や県の動向を注視しながら定期的な見直しを行うものとする。

I 学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動の方針の策定と公表

- ① 校長は、「市の方針」に則り、毎年度「蕨市立〇〇中学校部活動方針」を策定する。
- ② 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績等（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、上記①、②の活動方針並びに活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ④ 教育委員会は、上記①、②に関し、中学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式を作成するなど、中学校の必要に応じた支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員数、「蕨市立中学校部活動外部指導者の設置について」に示される外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう適正な数の運動部・文化部を設置する。
- ② 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、外部指導者の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、外部指導者等を積極的に活用する。なお、外部指導者等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部顧問との連携、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと。また、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務等（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。
- ③ 校長は、教員を部顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、各部の活動内容を把握し

生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

- ⑤ 教育委員会は、部顧問、外部指導者等を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等への積極的な参加を促進する。
- ⑥ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和２年文部科学省告示第１号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

２ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

（１）適切な指導の実施

- ① 校長及び部顧問、外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に、運動部活動においては文部科学省が平成２５年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を参照し指導を行う。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

学校部活動の指導において、部顧問、外部指導者等による以下（例）のような発言や行為は体罰等として許されないものである。上級生、下級生等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

（例）

ア 殴る、蹴る等。

イ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。
- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

ウ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

エ セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。

- ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
- ・身体や容姿に関わることや人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

オ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

- ② 運動部顧問及び外部指導者等は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技種目や各分野の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ③ 文化部顧問及び外部指導者等は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切にとることが必要であること、また、過度な練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、各分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ④ 部顧問及び外部指導者等は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ⑤ 成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、生徒の休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

（２）部活動用指導手引等の活用

部顧問及び外部指導者等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体又は部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引等を活用して、２（１）に基づく指導を行う。

３ 適切な休養日等の設定

- （１）部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり２日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に

大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、学期末の短縮日課及び長期休業中の活動時間は、学期中における休業日の扱いに準じる。

（2）上記3（1）に加え、以下の事項に留意する。

- ① 年間を通して、104日以上休養日を確保できるように週間または月間当たりの休養日を設ける。
- ② 長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（3）以下に示すものについては、本市共通の部活動休養日とする。ただし、学校行事や定期テストなど、中学校によって期日が異なるものについては、それぞれの中学校に合わせた休養日になるため、全ての中学校が同日に休養日とならない場合もある。

	蕨市共通の休養日
①	学期中の「ふれあいデー」
②	「入学式」「卒業証書授与式」「離任式」及び「卒業証書授与式前日」
③	「体育祭」「文化祭」「合唱祭」及びその「前日」と、「三送会前日」
④	定期テスト一週間前～定期テスト実施日（テスト最終日を含む）
⑤	長期休業日における学校閉庁日
⑥	蕨市教育研究会総会及び一斉研修会の両日
⑦	蕨市教育委員会・南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問日

※④については、その週（週末）に、上位大会へつながる大会に出場する（上位大会出場を含む）場合のみ、校長の許可を得て、調整を兼ねた短時間の活動を実施することができるものとする。

（4）朝練習等については原則中止とする。ただし、管理職が認める特定の部活動において上位大会前等は原則から除く。

（5）校長は、「市方針」に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 教育委員会及び校長は、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合は、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。
- (2) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題設定や挑戦することを大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くする等の工夫や配慮をする。
- (3) 校長は生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

- (1) 教育委員会及び校長は、部活動における地域連携の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- (2) 教育委員会及び校長は、学校種を越え、高等学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- (3) 教育委員会及び校長は、部活動だけでなく、地域で実施されている既存のスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

II 地域クラブ活動

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域の実情に応じてスポーツ・文化芸術活動を行うものである。

1 基本理念

本市における地域クラブ活動は、次のことを基本理念として実施する。

- (1) 生徒が学校外の様々な活動に参加することにより、生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成や自己実現を考える機会とする。
- (2) 活力にあふれ、子どもたちが輝くまちづくりを目指し、市と社会教育関係団体、民間事業者、スポーツ協会、文化協会、各種団体等が連携を図り、持続可能で多様な体験機会を確保する。

2 実施スケジュール

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度～
地域クラブ活動 (休日)	・ 陸上・剣道 ・ 柔道・水泳	運動系を推進		
				
			文化系を検討・推進	
				
地域クラブ活動 (平日)	実施しない			
				

(1) 休日の地域クラブ活動について

- ① 学校部活動にある種目は上記のとおり、段階的に実施する。なお、学校部活動にない「その他」の種目については、児童生徒や地域の要望等を踏まえて創設をする。
- ② 令和10年度以降の計画については、令和9年度までに検討し、計画を示すこととする。

(2) 平日の地域クラブ活動について

- ① 令和10年度までの実施予定はないが、必要に応じて計画を変更できることとする。その際、「蕨市における部活動の地域移行・地域連携検討委員会」にて協議し、本方針を改定する。

3 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 対象者

希望する中学生

(2) 運営団体・実施主体

教育委員会は事業主体とし、業務委託により地域クラブ活動を運営・実施する。各地域クラブを統括する団体を「運営団体」、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を「実施主体」とする。運営団体・実施主体は、民間事業者、スポーツ協会、文化協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体、文化芸術団体等を想定する。その他、地域学校協働本部や保護者会、同窓会など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、運営団体と実施主体は、同一の団体となる場合もある。

① 運営団体の条件

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、本市のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。また、スポーツ団体等においては『スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉』に準拠した運営を行う。

② 実施主体の条件

下記項目を踏まえ、教育委員会及び運営団体により総合的に判断する。

- | |
|---|
| 1 活動方針 |
| 2 活動計画（日数、年間計画、今後の見通しなど） |
| 3 活動内容 |
| 4 指導者（ライセンスの有無や実績等） |
| 5 指導者の研修制度 |
| 6 参加費（徴収方法及び管理体制） |
| 7 安全管理体制（保険加入、事故怪我への対応など） |
| 8 保護者との連絡体制 |
| 9 その他（蕨市立中学校の学校部活動及び地域クラブ活動在り方等の方針への理解） |

(3) 指導者

スポーツクラブ活動については、日本スポーツ協会の競技別指導者資格「スタートコーチ」以上を保有していること、若しくは、各競技の日本協会において設定している指導者ライセンスを保有していることが望ましい。ただし、指導種目の競技経験がある者や、学校部活動又は地域での指導経験がある者については、本市及び運営団体が認めた場合に指導者としてすることができる。文化芸術クラブ活動については、その活動の専門性や資質・能力を有する指導者であり、学校教育関係者等と必要な連携等をしつつ、発達段階やニーズに応じた指導ができる者とし、本市及び運営団体が認めた場合に指導者としてすることができる。

また、市内小・中学校に勤務する又は勤務していた教職員についても、本事業の指

導者とすることができる。その場合、現職教職員については、勤務校に兼職兼業願を提出し、勤務校及び教育委員会が認めた者について、指導者とすることができる。

(4) 活動場所

学校施設を基本の場所とし、必要に応じて、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設を活動場所とする。

(5) 適切な指導の実施

「Ⅰ 学校部活動」の２（１）に準ずる。

(6) 適切な休養日等の設定

「Ⅰ 学校部活動」に準じて、次のとおり休養日を設定するとともに、１日の活動時間を遵守する。

ア 学校の学期中は、週当たり２日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、週末は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として１日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ １日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 休養日及び活動時間等の設定にあたっては、学校や地域行事等を考慮し、定期試験前の一定期間に休養日を設けるなどの対応を行う。

(7) 参加費等

① 地域クラブ活動の維持・運営に関する費用は、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。

② 地域クラブ活動の運営主体・実施主体が参加費を徴収するとともに、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

③ 市は参加費の低廉化を図るため、必要に応じて対策を講じるものとする。

(8) 保険の加入

- ① 地域クラブ活動の参加者、指導に携わる指導者等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを条件とする。
- ② 運営団体・実施主体は、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、参加者や指導者等に対して指定する保険の加入を義務付ける。

4 学校との連携等

- (1) 教育委員会及び校長は、生徒が興味・関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知する。
- (2) 学校部活動の地域移行が完了するまでは、地域クラブ活動の指導者と学校部活動の顧問等の間であらかじめ指導方針や参加者の活動状況に関する情報等の共有を行うなど、連携を図る。

III その他

- (1) 「蕨市立中学校に係る部活動の方針」（令和6年3月一部改正）は廃止する。
- (2) 本方針に記載のない事項については、「蕨市における部活動の地域移行・地域連携検討委員会」等で協議し、市及び教育委員会で決定する。
- (3) 市及び教育委員会は本方針について、国や県の動向を注視しながら取組の進捗状況を勘案し、定期的な見直しを行う。

附 則

- 1 この方針は、令和7年3月26日から適用する。